

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県及び長野県木曾郡木曾福島町

2 構造改革特別区域の名称

木曾福島町都市農村交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県木曾郡木曾福島町の区域の一部（旧新開村）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 遊休農地の発生状況

本県における遊休農地の状況は、平成7年から平成12年までの5年間に1,359ha増加（増加率114%）し、平成12年度末現在で10,907haである。

これは、全国の状況の中で、第3番目と高く、本県の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっている。

木曾福島町においても、農業者の高齢化や担い手の不足等により遊休農地が増加しており、平成12年耕作放棄地の状況は、耕作放棄地が2,354aと、全経営耕地面積の28.3%を占め、今後、更に担い手の減少に伴い遊休荒廃化が進むものと考えられる。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病虫害の発生など近隣農地への悪影響、農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を巻き起こしているだけでなく、農村地域から活力を奪い、食糧の安定供給の観点からも大きな懸念材料となり、その発生防止と解消・有効活用は緊急の課題となっている。

今後、農業従事者の高齢化や兼業化等を要因として、より一層遊休農地の増加が見込まれることから、本特例を活用し、NPO法人などによる農地の保全と有効利用により遊休農地の再整備を進め、利用集積を図っていくことが重要と考える。

(2) 農業者の高齢化

本県農業従事者のうち 65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）が 57.4% となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

当該町においても、農業従事者の高齢化が深刻であり、基幹的農業従事者の 65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）が 68.6% となっており、今後、担い手の減少により、当該地域における農業生産の継続が困難な状況となることが懸念される。

(3) NPO に対する新たな担い手としての期待

農業従事者の高齢化や兼業化により、今後、担い手が減少するなかで、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、NPO 法人などによる新たな担い手による農地の保全と有効利用とともに、農作物の栽培や農作業を通じた体験学習、収穫祭等の都市住民と農村との交流など、農地の多様な利活用を図っていくことが重要である。

そこで、多様な担い手の一つとして、NPO の農業分野への参画が期待されている。

(4) 地域における農業の情勢

当該地域は、木曾谷のほぼ中央に位置し、農地の 8 割は田、主要作物の米は 7 割を占め、次いで、肉用牛、ばれいしょ等が栽培されている。

かつては、中山道の宿場町として栄えており、文化的な観光地として、県内外から観光客が訪れている。

(5) 都市農村交流の推進

当該地域においては、都市農村交流の拠点施設として、昨年 4 月にオープンした「ふるさと体験館きそふくしま」があり、そば打ち、五平もち・ほう葉巻き作りなどの郷土食体験、木のペンダント、木工クラフトなどの木工体験、枝打ち、間伐などの林業体験、渓流釣り、道祖神巡りなどの自然歴史体験、つる細工、わら細工、木の実のブローチ作り、機織などの工芸品体験、米づくり、野菜づくり体験などの農業体験を通じて中京方面を中心とする都市住民や体験学習の場として利用する小中高校生と地元体験指導者を中心に交流を図っている。この施設の管理運営主体である NPO 法人ふるさと交流木曾が新たな農業の担い手として期待される。また、平成 11 年より滞在型体験農園施設「木曾駒高原自然村」を開園し、農作業・地域行事への参加を通じて交流を進めている。

町としても、これらの施設を中心に都市住民との交流を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

当該地域において、構造改革特別区域法第16条の特例措置を適用し、NPO法人等が農業に参入することにより、遊休農地を活用した体験用圃場を設置する。

このことにより、体験用圃場による都市住民との田植え・稲刈り・はざ掛け等の米づくり体験、ジャガイモ・とうもろこし・大豆などの植付けから収穫までの野菜づくり体験等を通じた交流や、NPOの農業分野への活動領域の拡大による農産物の生産拡大を図り、施設内の直売スペースを活用した収穫物の販売や、同施設内の郷土料理食堂での利用（地産地消）を積極的に進めていく。

また、このようなNPO活動の活発化は、農作業に接することの少ない都市住民(家族・子供たち)を中心に豊かな自然の中で土とふれ合うなかで、農業への理解の向上や、都市住民と農村地域との協働による農地の保全を図るための新たな取り組みが期待される。

こうした、NPO法人を担い手として農業への参入を図る新たな試みは、農業振興及び地域の活性化のみならず、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 構造改革特別区域法第16条の特例措置を適用し、農業生産法人以外の法人による農業への参入により、体験用圃場を設置し、農作業体験を通じた都市住民との交流を図る。(体験施設利用者の増加目標を、現利用者(年間)5,500人から20%増の6,600人とする。)
- (2) 都市と農村の交流により、地域住民や農地所有者が指導者として体験者と交流することにより、生き甲斐づくりを促進するとともに、地域の活性化を図る。
- (3) 当該地域を初め、町内外においては、活動の開始を予定しているNPO法人以外にも、障害者の自立を支援するNPO法人や情報発信によりまちづくりを進めているNPO法人があることから、これらのNPO法人についても、遊休農地を活用した農業体験等を事業に取り入れるなどの参入実

績について啓発活動を行い、農業分野への活動領域の拡大に向けた取り組みにつき働きかけを行っていく。

- (4) 遊休農地を有効利用するため、町として作業受託組織(木曾中部機械化営農組合)への支援、そば、菊芋の種の配布等により作付拡大を進めているが、遊休農地増加への歯止めには至っていない。そのような中で、遊休農地を体験用圃場として活用することにより遊休農地の利用を促進し、農地の多面的機能の維持を図る。

将来的には、そば打ち体験、郷土料理食堂で利用するそばの確保のため、遊休農地を利用してそばの作付を行い、遊休農地の有効活用をさらに進める。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域を拡大し、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 都市と農村の交流による地域の活性化

特区内遊休農地への特定事業の適用拡大により、NPO法人による地域に密着した農業生産活動の実施と、体験施設の活用とあわせた農業体験の実施により、都市住民(家族、子供たち)の農業への理解の向上や、訪れた都市住民と地域住民との交流が促進され、地域の活性化が期待される。

体験施設利用者の増加：現利用者(年間)5,500人から20%増の6,600人が見込まれる。

- (2) 高齢者の社会参加の実現

高齢化により農作業が行えなくなった遊休農地の地主農家が、体験指導者として農作業体験に訪れる都市住民との交流により、高齢者が生きがいを取り戻し、社会参加が実現する。

- (3) 農地の多面的機能の維持等

遊休農地の解消を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生を抑制するとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能を確保し、洪水や土砂崩れといった災害の発生を抑制する。

当該地区を遊休農地解消の先進的なモデル地区として実施することによ

り、県下全域への波及が見込まれる。

遊休農地解消面積：500a（5年間）

（対象地域内の遊休農地面積1,639aの31％）

（4）NPO法人のネットワーク化による都市農村交流の一層の促進

他のNPO法人と連携し、ネットワーク化を進め、当該地域において新たなNPO法人の参入を図ることで、木曾地域全体を一つのエリアととらえ、郡内外の同じような活動を行っている団体と連絡会議を開催する。

このような横の連携を取りながら木曾地域全体として情報を発信することにより地域全体のイメージ化が図られ、都市農村交流の一層の促進が見込まれる。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・遊休農地総合対策事業補助金

（遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。）

・体験学習指導者雇用事業

（常勤雇用者や体験指導者に対する、賃金等の補助。（国の緊急雇用事業を利用している。）体験料のみでは不足する雇用労賃について、指導実績等に応じて助成を行う。）

・新たな体験メニュー研究支援事業

（新たな体験メニューを開発するため、新たな地域特産農産物の導入のための試験栽培・研究への支援）

別紙

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：木曾福島町

農地の借受主体：事業に携わろうとするNPO法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、町が農地所有者から賃借した農地について、体験施設周辺に使用用途に応じて集約し、事業に携わろうとするNPO法人へ貸し付けるとともに、県及び町とNPO法人が構造改革特別区域法第16条第2項第2号により協定を締結し、農業経営を開始する。

これにより、事業区域における遊休農地の利活用が図られるとともに、NPO法人が行う農作物の栽培や農業体験希望者（都市住民中心）による各種体験活動（米づくり、野菜づくり、野菜の収穫）を行うことで、都市住民と地域住民の交流促進と地域農業の活性化や農村地域の新たな展開に寄与するものである。

当初、特定非営利活動法人ふるさと交流木曾が、特定事業により、水稻・野菜等の栽培及び体験交流を進める予定であるが、町内外には、高齢者・障害者の自立を支援するNPO法人や情報発信によりまちづくりを進めているNPO法人があることから、これらのNPO法人についても、遊休農地を活用した農業体験等を事業に取り入れるなどのふるさと交流木曾の参入実績について啓発活動し、農業分野への活動領域の拡大に向けた取り組みにつき働きかけを行っていく。

当初参入予定法人：特定非営利活動法人 ふるさと交流木曾

事業区域：木曾福島町の区域の一部（旧新開村地区）

事業開始：平成15年7月

認定された日以降のスケジュール

- ・ 賃貸借契約に伴う、賃借料の予算化 6月中旬
- ・ 賃貸借契約の締結（土地所有者、木曽福島町） 7月中旬
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結（木曽福島町、NPO法人）7月下旬
（実施する事業内容等に関する事項について、長野県及び木曽福島町とNPO法人は協定の締結について合意している。）

NPO法人が行なう農業の内容及び実施方法

実施区域のうち、当初は、ふるさと交流木曽が60aを使用して水田・ジャガイモ・トマト・大豆等の栽培を実施するが、5年後には他のNPO法人の参入も進めることにより、500aへと拡大させていく。

施設全体で年間6,600人の交流を見込んでいる。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休農地の解消と農地の多面的機能の維持、さらには、地域振興等を図る上で有効と考える。

当該地域は、体験施設を通して地域の活性化を進めている地域であるが、遊休農地率が1995年は26.3%であったが、2000年は28.9%となっており深刻な状況となっている。

また、高齢化も進んでおり高齢化率は1995年に66.4%であったが、2000年には、74.6%と増加している。このことは、担い手不足による経営耕地面積の減少につながっており、経営耕地面積は5年間で25%以上減少し、地域の深刻問題となっている。

そこで、当該規制の特例措置を受けようとするNPO法人が農業を実践し、併せて都市住民に向けた農業体験を実施することで、農地の多面的機能の維持や地域の活性化が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。